

周防山口の守護大名

大内氏由来の典籍について

熊本守雄

大内氏の姓は多々良朝臣

『大内多々良氏譜牒』に記す伝承によれば、大内氏の先祖については、百済国の聖明王の第三子琳聖太子だとし、推古天皇の十九年（六一一年）に周防国佐波郡多々良浜に着き、摂津国荒陵で聖徳太子に謁し、太子から周防国大内県を采邑として与えられ、多々良という姓を賜り、その地へ下向し本拠にした、と伝えている。この説話によれば、大内氏は朝鮮半島からの帰化人と考えられ、多々良の姓を称することになる。勅撰集や公文書では「多々良〇〇朝臣」と表記されることが多い。

大内義隆の自害とその後

周防守護代陶隆房の謀反によって、31代大内義隆は大内氏館から法泉寺に避難したが、最終的には長門国大寧寺において、天文二十年（一五五一年）九月一日に自害

する。

その後、弘治二年（一五五六年）三月二日に山口を舞台に行われた内紛、即ち、毛利氏へ内通した杉重輔兄弟三人と、それを知った内藤隆世との間で合戦に及ぶという、大内家臣団内部の分裂が原因となつて、内藤隆世側が杉重輔邸を襲い、放った火によって、折からの強風に煽られて、山口市街が多く類焼し、大内氏館にも火が移り、大内氏が代々明国より取り寄せた綾錦などの織物や茶器・唐物・铸件等重宝を収納していた倉を焼失しただけでなく、多くの貴重な典籍を収めていた大内殿中文庫の蔵書も焼失したものと、世間ではひろく思い込んできた嫌いがあったように思う。

だが、全ての財物が焼亡したのではなく、次のような事例をみると、おそらく、かなりの品々（宝物の類）が、

焼失する前に、別の安全な場所に運び出されて、無事だったものもあつたように、史料される。

大内氏由来の雪舟の作品と二点の印章

萩毛利宗家（旧公爵家）に伝来したものは、現在では防府毛利報公会博物館（以下、防府毛利博物館と称す）に収蔵されている。

その中に、大内氏伝来のものと思われるものがある。画聖雪舟の四季山水図。また、雪舟が明より帰朝する際に徐璉希賢が別れを惜しんで雪舟に送った送別詩。これらは、国宝に指定されて著名であるが、嘗て毛利家には雪舟筆の絵画だけでも24点もの多くの作品が伝存していたことが、『御宝蔵御道具根帳』『掛物目録』『軸物目録』等によって知られる。

それらも野田神社に寄進されたり、雲谷庵（俊龍寺が管理）・功労者へ被下されたり、更には貴顕へ献上されたりしている。

岩国領主（旧子爵）の吉川家に伝えられた品々は、吉川報效会・吉川史料館（以下、吉川史料館と称す）に収蔵されている。

その中に、雪舟筆と伝えられている「紙本墨画淡彩湖亭春望図」があり、これも、大内氏伝来品と考えてよからう。

更に、防府毛利博物館には、重要文化財に指定の、銅

印「通信符」と木印「日本国王之印」とが現蔵している。

銅印「通信符」は、偽大内殿使の横行を排除するため、29代大内教弘が朝鮮側に懇願して、査証の品として使われたと思われるものである。

又、木印「日本国王之印」は、遣明船を派遣するため、大内氏の手によって偽造された「遣明表」（外交文書）に押印したものと考えられている。

この二点の印章は、大内氏の許にあったものと思われるが、火災で焼けることなく、毛利氏の手収納されたものと考えられる。

大内義長の山口からの退去と

吉見正頼の山口への一番乗り

弘治三年（一五五七年）三月、大内義長・内藤隆世が高嶺城から撤退し、山口から退去した後、石見国津和野の吉見正頼の軍勢が、毛利軍より先に、山口に入っている。

吉見正頼の花押を据えた覚書が、防府毛利博物館に伝えられている。（注1）

（大内）形

（吉見正頼）

「印判二／義長判型二／札紙一／朱布一／以上／（花押）」

これらが、大内氏が所持していた「日本国王之印」や「通信符」などを指すものとすれば、山口に最初に入った吉見正頼が大内氏館あたりで接收し、毛利氏に献上し

た時の覚書と考えられる。(注2)

大島本源氏物語と吉見正頼

大島本源氏物語(京都市古代学協会蔵)、この飛鳥井雅康筆本は、池田亀鑑博士が『校異源氏物語』ならびに『源氏物語大成』の底本として大島本源氏物語を採用なさったことよって、大島雅太郎氏の「青谿書屋」所蔵本が、青表紙本系統の証本として、一躍脚光を浴びることになるが、この伝本は29代大内政弘の求めに応じて、飛鳥井雅康の書写によつて、文明十三年(一四八一年)九月に成つたものである。

大内殿中文庫の蔵書であつたことは、疑いない。それが津和野の豪族吉見正頼の手許にあつた時期があり、その伝来には、諸説あるが、大内政弘の子、30代義興と吉見正頼の娘大宮姫との婚儀の際に、嫁入り道具として贈られたとする田坂憲二氏の説(注3)が、最も多く支持されてきたように思われる。

吉見正頼による飛鳥井雅康筆写本の入手

吉見正頼が飛鳥井雅康筆写本源氏物語を入手したのは、弘治三年(一五五七年)に、毛利軍より先に吉見正頼の軍勢が山口に入った時ではないか、と私は思料する。

大内殿中文庫から持ち出されて、焼亡を免れた何点かの典籍を、吉見正頼は戦利品として手許に接収することがあり、その一つに飛鳥井雅康筆の源氏物語があつたの

ではないか、と私は考えている。

前述したように、現在、重要文化財に指定され、防府毛利博物館に収蔵されている「日本国王之印」や「通信符」が、大内氏伝来の品々であり、吉見正頼から毛利氏に献上された蓋然性が高いと考えると、大内政弘の依頼によつて飛鳥井雅康が筆を執つて書写した大島本源氏物語は、吉見正頼が弘治三年頃に、戦利品として接収し、手許に置いていた典籍ではなかつたか、と思料される。

吉川史料館所蔵の大内殿中文庫由来の典籍

現在、吉川史料館や防府毛利博物館が現蔵している典籍の中に、大内殿中文庫由来の蓋然性の高いものがあるので紹介する。

吉川史料館に伝えられている『源氏物語』(五五五)と『貞応本古今和歌集』(五五九)との二点の典籍も、大内氏伝来本と考えてよからう。

・源氏物語(五五五)

五十四帖、槐陰桑門堯空(三条西実隆)の奥書には、「此物語全部、依多々良持長勸発、諸家励筆功、須為勸筆功、須為将来之至寶而已」とあつて、大内氏一族の多々良(陶)持長が蒐集していたものであることがわかる。

筆写目録によると、三条西実隆を初めとして、近衛尚通・近衛植家・転法輪実香・転法輪公頼・飛鳥井雅俊・中院通秀・西室公順・山崎宗鑑・宗碩法師・真存法師・周桂

法師・連歌師宗牧・宣阿・邦高親王ら38名の諸家が動員されており、当代の公家衆・連歌師の手鑑ともなり得て、貴重である。大内氏由来の源氏物語といえる。

・貞応本古今和歌集(五五九)

一冊。藤原定家の貞応元年九月廿二日書写本系統の伝本。この本も大内氏伝来品と考えられる。その奥(墨付百四十九丁裏)に「多々良(花押)」、墨付百五十一丁裏に「応仁元年五月十日」とあり、又、外箱の蓋裏には「大内政弘／大内義興」とある。岩国市史(一八六頁)によると、「大内教弘の自筆花押」とするが、花押は、『王朝和歌集の研究』『勅撰和歌集の研究』で松田武夫氏といわれる如く、30代義興のものと同認められる。したがって、大内氏伝来の古今集であって、なおかつ、義興所持本であったことは確かである。29代政弘が所持していたものが、義興に承継され、大内殿中文庫に納められていた伝本であったと考えてよからう。応仁元年五月十日は、西下経一氏が『古今集の伝本の研究』でいわれる如く、本書の書写された時点と考えるべきであろうか。義興の出生は文明九年(一四七七年)であって、応仁元年(一四六七年)にはまだ出生していないからである。

・吾妻鏡(五五三)

四十八冊。大内氏の支族であった右田(陶)弘詮が、大永二年九月五日に、「安房前司弘詮」の名で加えた奥

書のあることから考えて、大内氏伝来本とみなしてよからう。弘詮が非常な苦心によって蒐集・整理した伝本であるゆえに、門外不出の貴重本として子孫の読破することを切望している。「大内系図」によると、弘詮は大永三年十月二十四日に筑前箱崎で没したようであり、この吾妻鏡は弘詮最後の文事となったものの如くである。

防府毛利博物館所蔵の大内殿中文庫由来の典籍

旧公爵毛利家には、嘗て平安時代以後の各時代の資料が伝来していた。今も、防府毛利博物館に現蔵している典籍も少なくない。その中で、大内氏伝来品で有り得る、その蓋然性の存するものを、列挙してみる。

・国宝指定の『高野切・古今和歌集巻八』

・「墨跡関係」では、三跡の道風・佐理・行成の真跡と伝称していたものが、それぞれ一軸ずつ伝えられていた。その内、佐理墨跡一軸については、明治18年7月に明治天皇が山口県下を巡幸なさった際に天覧に供している。

・藤原俊成掛物一幅、藤原定家五幅、藤原為家六幅、冷泉為相・寂連法師・西行法師・吉田兼好・三条西実隆各一幅も伝えられていた。これらの中には、大内氏由来のものも多くあるように思う。なお、為家の「ちしほにも」の一幅は、「セメント製造会社」(小野田セメント)の設立者笠井順八へ被下されるなど、毛利家から出ている。

・「掛物・軸物」では、弘法大師筆心経、一休禪師三幅、

宗長書翰一幅、二条為世筆和漢朗詠集二軸、二条為兼筆和漢朗詠集二軸、聖護院道興筆多々羅盛見朝臣詠歌六十首一軸、尊円親王筆古今和歌集卷第十五、素眼法師筆詠歌十三首一軸、松木宗綱筆羈旅歌一軸などがあった。

その内、毛利家旧蔵の『大内盛見詠草』の奥書には、次のような記述が見られる。

「此一巻者、故左京大夫盛見朝臣法名徳雄詠草也、依政弘所望書之、准三宮（花押）」

と記してある如く、盛見の詠草は、孫の政弘の手でまとめられ、聖護院道興が政弘の所望によって百首歌の中から六十首の秀歌を選んで書写している。

この『大内盛見詠草』は、明らかに大内氏由来の伝本であった、と考えられる。

・「冊子」では、花山院畊雲筆雲窓贖語一冊、飛鳥井雅綱筆百人一首一冊、真寿院筆連阿百首和歌一冊、聖武天皇宸筆他大手鑑二帖等が伝来していた。

毛利家本『雲窓贖語』（花山院長親自筆本）の奥書に、

「此百首依征夷府殿命、凌老屈所詠也、大内刑部有志於此道、従予勤學已久矣、仍書此百首以授之、以為進修之張本者也、

畊雲老柄（花押）」

とあって、27代持世も、叔父の26代盛見と同様に、畊雲明魏に従って、歌道を修めていたことが判明する。その

畊雲は以前將軍義持の命に依って、百首歌を詠じて、『雲窓贖語』と題名をつけていたが、持世が永年に亘って自分について歌字を修めたとして、持世に授けたものであるとわかる。この毛利家本も、大内氏由来の典籍であった。・「歌集・歌書」としては、後拾遺和歌抄第十六（二一甲一42）、春日社歌合切（一一丙一8）、詞花和歌集（特扱86）、廿一代集（特扱88）、飛鳥井榮雅詠三十首和歌（二一甲一46）がある。

これらの中にも、大内氏由来の典籍が含まれているかもしれない。それぞれについて、参考までに書誌を記しておく。

『後拾遺和歌抄第十六』（二一甲一42）

伝藤原為家筆、卷子本一軸。草色地に流水の魚紋の緞子表紙。見返しは銀泥に金砂子・銀野毛。料紙は鳥の子、裏は金銀切箔押。紙継ぎは十二葉で、縦二五・八cm×横四八・六cm。一紙に二十行書き、歌は一首一行書きとする。「後拾遺和歌集卷第十六雜部者中院重槐為家卿墨痕無疑語者也依或人之需叨染禿筆以贅于此而已」延寶四曆仲呂上旬法橋牛菴」なる極書を巻末に添付している。

『春日社歌合切』（色紙和歌三首）（一一丙一8）

伝藤原為家筆、卷子装一軸。黄土色の緞子表紙。

縦二九・二cm×横一二五・八cm、本紙縦一六・四cm×横一四・五cm。了音の極札を付す。

『詞花和歌集』(特扱86)

伝心敬筆。縦二五・二cm×横一六・五cmの列帖装一帖。丸龍文の緞子表紙。見返しは金銀泥に砂子散らし。料紙は鳥の子、全紙数八十葉、うち巻首に遊紙一葉。本文は一面八行書き。十住心院心敬大僧都の文明十一年(一四七九年)正月廿四日書写になると伝えられている伝本で、精撰本(再奏本)系統の善本である。極札二枚「詞花集十住心院心敬大僧都」(畠山極)・「十住心院心敬大僧都詞花和歌集」(古筆琴山極)あり。

『飛鳥井榮雅詠三十首和歌』(二一甲一46)

卷子本一軸。緑の亀甲つなぎ地に金欄菊花の緞子表紙(縦二六・五cm×横二五・一cm)。見返しは、絹に金泥で流水と雲霞を描く。紙継ぎ七葉で、寸法は縦二六・四cm×横二七・九cm。一紙に二十一行書き。長享元年(一四八七年)十二月の飛鳥井榮雅(雅親)の自筆本で、奥に「願所奉祈之意趣令成就円満給敬白」と記す。

大内殿中文庫所蔵本のあれこれ

大内殿中文庫には、多くの善本があったであろうと推察されるが、その全貌を識ることは難しい。大島本源氏物語は、青表紙本系統の証本として著名であるが、この飛鳥井雅康筆写本源氏物語は、嘗て大内殿中文庫に所蔵されることのある伝本である。

その他の、所蔵本の一斑でも知り得たら、という思い

をもって、諸書(注4)から、大内氏関係者が古典を転写・校合・蒐集した事例を捜し出して、大内殿中文庫に所蔵されていた蓋然性のあるものを列記してみる。

・文中三年(一三七四年)二条良基の連歌の著とされた『知連抄』を、周阿がその草案を携えて西下し、一本を書写して周防国に留めていた。24代弘世の頃のことである。

・25代大内義弘は、永和元年(一三七五年)冬、周防にあった連歌師周阿から連歌の書『知連抄』(二条良基著)を相伝しており、その周阿の師二条良基からは自筆の連歌学書『連歌十問最秘抄』を、弘和三年(一三八三年)十月二十九日に贈られている。

・応永廿二年(一四一五年)七月廿九日、花山院入道明魏は、『畹雲千首』を自書して、26代盛見に贈っている。

・応永三十三年(一四二六年)に、盛見は、大内版『大般若経理趣分』一千巻を刊行している。

・28代教弘は、歌道に熱心で、師成親王ちかちかについて学び、享徳元年(一四五二年)十一月廿日、師成親王筆本の『李花集』(後醍醐天皇の皇子宗良親王の私家集)を授けられ、相伝している。又、河内本源氏物語の東山御文庫本『七豪源氏』も、教弘の所持するところであった。更に、名古屋市徳川美術館所蔵の『和歌秘抄』(了俊自筆本の写し)は、為家の『詠歌一体』(『八雲口伝』)であるが、その奥に「多々

良（花押）」と教弘の花押があつて、教弘が所持していたことを示している。

・文明初年（一四六九年）、29代政弘は在京の時、高倉陣所において、正徹自筆の『伊勢物語』を権大僧都持孝に依頼して書写校合させ座右に置いていた。

・文明三年（一四七一年）十月下旬、政弘から定家自筆の貞応本『古今集』の書写を依頼された聖護院道興は、この月下旬に三日間で写し終わり、大樹幕下義規に外題及び奥書を書いて貰い、自らも奥書を書きし、これを政弘に送っている。

・文明六年（一四七四年）四月、政弘から『花鳥口伝抄』（花鳥余情のうち、別紙口伝十三カ条を説明したもので、源語秘訣より十二カ条少ない。）を所望された一条兼良は、この月に書写校合を加えている。

・文明七年（一四七五年）七月下旬、政弘は、以前から関係の深かった一条兼良に所望して、兼良自筆の『伊勢物語愚見抄』（文明再稿本）二帖を贈られている。のち（文明十二年八月朔日）、従一位三条公敦は、この本を政弘から借り、周防山口の勝音寺において転写し、再三校合している。この一条兼良自筆の『伊勢物語愚見抄』（文明再稿本）が、大内殿中文庫所蔵本であったことは確かである。

・文明八年（一四七六年）三月十二日、能阿弥が『君台

観左右帳記』を記して、政弘に贈っている。

・文明八年七月下旬、政弘は一条兼良から『花鳥余情』（再度本）十五冊を譲ってもらっている。のち（文明十二年九月中旬）従一位公敦は、この本を政弘から借用し、勝音寺において五冊を写し、他の十冊を量ひら朝臣に書写させ、再三校合している。

・文明十年（一四七八年）十月九日、政弘は筑前国在陣中に、秋月小太郎弘種から、二条為世筆という『古今集』一部十巻を進献されている。

・文明十二年（一四八〇年）八月、前右大臣公敦は、文明二年八月中旬に写した定家撰の『僻案抄』（古今・後撰・拾遺三代集の注釈書）を、勝音寺において、定家自筆本で校合している。定家自筆本の僻案抄が、大内殿中文庫に在ったのかもしれない。

・文明十三年（一四八一年）正月、政弘は公敦に所望して、三条実継筆本という『古今集細字註』を書写させている。

・文明十三年九月三日、政弘は、大内版『金剛般若経』を刊行して、父教弘の冥福に資する営みを行っている。

・文明十三年九月十八日、政弘から青表紙本『源氏物語』五十四帖の書写を依頼された権中納言飛鳥井雅康（宋世）は、この日書写し終わっている。この伝本が池田亀鑑博士の編になる『源氏物語大成』の青表紙本の底本と

して使われた大島本にあたる。

・文明十六年（一四八四年）七月、政弘の懇望によって公敦は、頼阿の井蛙抄雑談の一部である『雑談記』（文明八年二月、町広光所持本の公敦書写本）を贈っている。

・長享元年（一四八七年）三月三日、政弘から藤原俊成の『長秋詠草』を所望された実隆は、これを書写読み合わせ、この日政弘に贈るため勘解由小路（賀茂）左馬権頭在重に托している。

・長享元年八月、政弘は一条兼良が將軍足利義尚に贈った『樵談治要』（政道書）の一本を入手したが、この月槐下桑門公敦は、この政弘本樵談治要を量綱に命じて転写させている。

・長享三年（延徳元年・一四八九年）三月、政弘は飛鳥井栄雅（雅親）から『蹴鞠条々』（底作事）以下二十五カ条を贈られた。

・長享三年五月八日、延徳元年八月二十一日、政弘の所望によって、山口滞在中の宗祇は、伊勢物語の講釈（和歌の注釈・鑑賞）を行っている。これが『伊勢物語山口抄』である。

・延徳元年（一四八九年）夏秋頃、政弘は龍翔院右府（公敦）に命じて、嘗て二条良基が大内義弘に贈った『連歌十問最秘抄』を新写させている。

・延徳元年十二月、太虚（公敦）は、宗祇が文明十七年

七月に著作した『雨夜談抄』を、宗祇の奥書本をもって、書写校合している。

・延徳二年（一四九〇年）六月十九日。政弘は兼良が文正元年十一月自写して、弟竹内良鎮大僧正に与えた『河内本源氏物語』五十四帖を、山口滞在中の良鎮から（兼良の庭訓を本文の頭部および巻末に加えて）贈られている。

・延徳二年九月二十一日、政弘から『新古今集仮名序』や『新古今集』の書写を依頼された実隆は、この日記筆、翌三年九月一日書写完了し、ついで十月十五日に上下校合している。

・延徳二年十二月二十二日以前、政弘は姉小路宰相基綱から『新続古今集』を書写して贈られている。

・延徳二、三年頃、政弘は兼載に命じて、源氏物語青表紙本と河内本との相違（一部を抄出）を注付させている。ついで公敦は、この政弘本の外題を書記し、自らも政弘本を書写している。

・延徳三年（一四九一年）七月、政弘から『拾遺集』の書写を依頼された宋世（飛鳥井雅康）は、この月に書写し数度の校合を終えている。

・延徳三年九月、これより先、槐下桑門（公敦）は、嘗て大内氏の被官平井相助が、四辻善成の源氏講筵に列して書き留めた『ちどり』（源氏御談義）の政弘本を書写したが、この月、その奥に次のように筆記している。

此聞書政弘朝臣本にて、閑窓の手すさみにうつしをき侍ぬ。平井の相助とて連歌の好士名たかき者也。

彼が所作の抄物、京都にても見及付き。影像をうつしをきたるをも左京兆朝臣宿所にて、兼載法橋などともろともに、一覽し侍しぞかし。河海の説たるによりて千鳥といへるにや。源氏抄物あまたためにふれども、これ程委き物もまれなり。秘すべし秘すべし、穴賢々々。

延徳三年秋九月被 槐下桑門藤（花押）

・延徳三年十月、政弘所望により、実隆は、勧修寺政顕の写した『続拾遺集』を、この月十九日に禁裏本を以て校合し、さらに政顕とともに夜に至るまで校合を続け、翌二十日に下巻の残部を校合している。

・延徳三年十月、政弘の所望により前関白近衛尚通は『金葉集』（一部）を書写したが、翌明応元年五月八日に、この本に奥書を所望されている。

・延徳四年（明応元年・一四九二年）三月四日、政弘の所望により、実隆は、滋野井教国が新写した『新勅撰集』の校合を終えている。

・延徳四年（明応元年）四月、槐下桑門（公敦）は、大友豊前守政親の感得した実量（公敦の父、奥書本（奏覧本系）『新古今集』に奥書を加えている。

・明応二年（一四九三年）三月上旬、政弘から兼載筆

写、実隆奥書の『延慶両卿訴陳状』（延慶三年五月二十七日、為世の第三次訴状の抄出本）の外題を所望された槐下桑門（公敦）は、この月、防州蓬幕において一見し、外題および奥書を書いている。

・明応二年、周防真楽軒は、虎関師鍊の著作で漢詩実作の指針の書『聚分韻略』を大内版として刊行している。

・明応四年（一四九五年）八月二十五日、兼載は再度山口に下向し、政弘に『権跡本和漢朗詠集』（帝王御物本）を贈っている。

・明応八年（一四九九年）八月、周防で杉武道が、『正平版論語』を覆刻している。大内版かと思われる。

・永正六年（一五〇九年）十二月二十六日、三条西実隆は、30代義興のために『勸進歌』を書写している。

・永正七年（一五一〇年）十二月十七日、三条西実隆は、問田弘胤の請願によって『古今和歌集』を校合している。

・永正八年（一五一一年）二月三日、三条西実隆は、『弘安礼節』を書写して、竜崎道輔に贈っている。

・永正八年、義興は飛鳥井雅俊より『法楽歌』を受け取っている。

・永正十年（一五一三年）八月、庭田重視は、陶興房のために『後拾遺和歌集』を書写している。

・永正十一年（一五一四年）冷泉永宣が陶興房のために

『詞花和歌集』を書写している。

・永正十一年、伊勢貞明が義興の所望により、伊勢貞藤著の『御成次第故実』を書写している。

・永正十三年（一五二六年）七月十一日、義興の要請により、近衛尚通が『百人一首和歌』を書写している。

・永正十四年（一五二七年）三月五日、近衛尚通は、義興の要請により、『和歌詠草』を書写している。

・享祿元年（一五二八年）十二月四日、これより先、義興は生前に、御代始御礼物ならびに宸筆『古今和歌集』下賜の礼物を献じている。

・享祿三年（一五三〇年）九月十五日、三条西実隆は、31代義隆の要請によって、『歌仙和歌』を書写して、贈っている。

・天文八年（一五三九年）三月、義隆は大内版『聚分韻略』（『三韻一覧』）を開版し、自跋を記している。

政弘による典籍の蒐集

以上見てきた如く、大内氏歴代の総領職（当主）や大内氏の重臣達によって、古典とりわけ歌書の蒐集がなされているが、政弘による蒐集は、特筆に値するものがある。政弘は、一条兼良、三条西実隆、三条公敦、飛鳥井政親、飛鳥井雅康、聖護院准后道興、良鎮大僧正、宗祇、兼載といった当代を代表する公家や高僧・連教師との深い交わりを通して、貴重な書籍を蒐集している。

その他、大内氏は代々に亘って、朝鮮に使者を何度も遣わし、『大藏経』『唐本一切経』『大華嚴清涼疏鈔』『五經大全』『朱子新註』などを求めて、持ち帰ることもあった。それを寺院に寄進した場合もあるが、大内殿中文庫に収蔵したものもあつただろうと思われる。

（注1）『山口県史 史料編 中世2』七〇六頁

（注2）『山口県史 通史編 中世』第四編第二章第二節

（注3）田坂憲二「大島本源氏物語をめぐる一その伝来過程を中心にして」『香椎潟』第33号、福岡女子大学、（秋山伸隆氏執筆）

一九八七年（昭和62年）9月25日

（注4）米原正義『戦国武士と文芸の研究』桜楓社（一九七九年）及び山口県編『増補改訂山口県文化史年表』（一九六八年）に、多く拠っている。

—くまもと・もりお

尾道市立大学名誉教授・山口県立大学名誉教授—